

被災者健康・生活支援総合交付金交付要綱（文部科学省）

平成27年4月9日

文部科学大臣決定

（通則）

第1条 被災者健康・生活支援総合交付金のうち文部科学省所管事業に係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、被災者健康・生活支援総合交付金実施要綱（平成27年4月9日付復本第572号・27文科ス第71号・厚生労働省発雇児0409第3号・厚生労働省発社援0409第11号。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年6月27日法律第48号）第8条の規定を踏まえ、福島県内の子供を対象として、学校等や社会教育関係団体が実施する自然体験活動等や県外の子供たちとの交流活動に資することを目的とする。

（交付の対象及び交付金の額）

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第7により福島県に通知された交付可能額の範囲で、福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業を福島県が実施するために必要な経費を交付する。

2 対象となる事業（以下「対象事業」という。）内容並びに事業に係る経費（以下「対象事業経費」という。）は、別記に定めるところによる。

3 交付金の額は、対象事業経費の合計金額の内、9/10を上限とする。

（事前着手）

第4条 実施要綱第11の2の規定による交付決定前の着手の承認は、様式1により通知するものとする。

（交付申請）

第5条 福島県は、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された期日までに、様式2による交付申請書を内閣総理大臣を經由して大臣に提出しなければ

ならない。

(交付決定等)

第6条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、様式3による交付決定通知書を内閣総理大臣を経由して福島県に送付するものとする。

2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を附することができるものとする。

3 交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(調査及び報告)

第7条 大臣は必要があると認めるときは、福島県に対し、事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(申請の取下げ)

第8条 福島県は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、交付金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣を経由して大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第9条 福島県は、事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(変更等)

第10条 福島県は、交付決定を受けた後において、対象事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式4による事業内容変更承認申請書を内閣総理大臣を経由して大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定の額に影響を及ぼすことなく、その変更が目的の達成をより効率的にする軽微な変更である場合についてはこの限りではない。

2 大臣は、前項を承認する場合において必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を附することができるものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 福島県は、事業を中止又は廃止しようとするときは様式5による中止（廃止）承認申請書を内閣総理大臣を経由して大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 大臣は、前項による中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 福島県が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令若しくは実施要綱及び本交付要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 福島県が、交付金を対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 福島県が、事業の実施にあたって不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付決定の後生じた事情の変更等により、本交付要綱に基づく事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 3 大臣は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を附して当該交付金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。
- 4 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第2項第4号に掲げる場合を除くものとする。
- 5 第3項に基づく交付金の返還について、期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実施期間等)

- 第12条 福島県は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの間に本交付要綱に基づく事業を実施するものとする。
- 2 福島県は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式6による事業遅延届を内閣総理大臣を経由して大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第13条 福島県は、本交付要綱に基づく事業が完了したとき（第11条に規定する中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式7による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

(交付金の額の確定)

- 第14条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及

びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式8による確定通知書により内閣総理大臣を経由して福島県に通知するものとする。

- 2 大臣は、福島県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、交付金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 福島県は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式9による支払（精算・概算）請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付金の経理)

第16条 福島県は、本交付要綱に基づく事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 福島県は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第17条 福島県は、当該事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式10による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助の際附すべき条件)

第18条 福島県は、別記の1に掲げる間接補助事業者に補助金を交付するときには、本交付要綱第5条から第15条の規定に準ずる条件を附さなければならない。

(その他)

第19条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別記（第3条関係）

学校等体験活動支援事業

1 間接補助事業者

間接補助事業者は、福島県内の市町村、学校法人及び旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第3条に基づく登録をしている旅行業者等のうち、福島県内に営業所を持つ旅行業者等で本交付要綱第2条を十分に理解している者とする。

2 事業参加者

事業参加者は、福島県内の幼稚園・保育所（認可外保育施設を含む。以下同じ。）、小・中学校及び特別支援学校幼稚部・小学部・中学部の学年を単位とした幼児、児童生徒及びその引率者等とする。

ただし、小・中学校に置かれる特別支援学級は、1つの学年と同様とみなすことができる。

3 対象事業の実施期間

当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとし、実施期間の終了日には事業が完了していなければならない。

なお、本事業への参加は、1学年1回までとする。

4 対象事業の内容

（1）小・中学校、特別支援学校小学部・中学部

- ① 宿泊を伴うものを対象とする。
- ② 各教科、特別活動等教育課程の中で実施するものに限る。
- ③ 自然体験活動等の体験活動又は地域間の交流を中心とするものとする。
- ④ 実施場所は、福島県内又は福島県外（ただし、日本国内に限る。以下同じ。）とする。ただし、福島県外の場合は、おおむね連続1週間以上の宿泊を目途として、福島県が適当と認めた場合とする。

（2）幼稚園・保育所、特別支援学校幼稚部

- ① 日帰り及び宿泊を伴うものを対象とする。
- ② 年間計画に位置付けられている行事等を実施するものに限る。
- ③ 自然体験活動等の体験活動又は地域間の交流を中心とするものとする。
- ④ 実施場所は、福島県内又は福島県外とする。ただし、福島県外の場合は、福島県が適当と認めた場合とする。

5 対象事業経費

対象事業に係る費用は、間接補助事業者が負担し、その範囲において、以下の基準により、福島県が補助する。

(1) 宿泊費

1人当たり1泊5千円を上限とし、上限額未満の場合は、実際に支出した額を補助対象経費とする。

(2) 活動費・交通費

活動日数に1人当たり2千円を乗じた合計金額を上限とし、上限額未満の場合は、実際に支出した額を補助対象経費とする。

ただし、食材費、教材等の備品の購入に係る費用は認めない。

(3) 一般管理費

間接補助事業者（市町村及び学校法人は除く。）が事業計画の作成に当たり要した経費の内、(1)と(2)を合計した額の1/10（1円未満切捨て）を上限とする。

別記（第3条関係）

社会教育関係団体体験活動支援事業

1 間接補助事業者

間接補助事業者は、福島県内の市町村及び旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第3条に基づく登録をしている旅行業者等のうち、福島県内に営業所を持つ旅行業者等で本交付要綱第2条を十分に理解している者とする。

2 事業参加者

事業参加者は、福島県内に在住する者で、子供たちの健全育成を目的としている福島県内のPTA、スポーツ少年団及び子ども会等の社会教育関係団体に所属する1歳以上の幼児、小・中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒及びその引率者等とする。

3 対象事業の実施期間

当該年度の4月1日から翌年3月31日までとし、実施期間の終了日には事業が完了していなければならない。

なお、各団体の活動の内、補助の対象となる事業は、各年度につき1回とする。

4 対象事業の内容

- (1) 夏休みや冬休みなどを利用したおおむね連続1週間以上の宿泊を伴うものを対象とする。
- (2) 自然体験または地域間の交流を中心とするものとする。
- (3) 実施場所は、福島県内又は福島県外（ただし、日本国内に限る。以下同じ。）とする。ただし、福島県外の場合は、福島県が適当と認めた場合とする。

5 対象事業経費

対象事業に係る費用は、間接補助事業者が負担し、その範囲において、以下の基準により、福島県が補助する。

(1) 宿泊費

1人当たり1泊5千円を上限とし、上限額未満の場合は、実際に支出した額を補助対象経費とする。

(2) 活動費・交通費

活動日数に1人当たり2千円を乗じた額を上限とし、上限額未満の場合は、実際に支出した額を補助対象経費とする。

ただし、食材費、教材等の備品の購入に係る費用は認めない。

(3) 一般管理費

間接補助事業者（市町村は除く。）が事業計画の作成に当たり要した経費の内、(1)と(2)を合計した額の1/10（1円未満切捨て）を上限とする。

様式1（第4条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

文部科学大臣 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金の交付決定前の着手の承認について

平成 年 月 日付け文書で申請のあった事業計画に基づく事業については、
交付金交付決定前に着手することを承認しましたので通知します。

様式 2 (第 5 条関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金の交付申請について

標記の交付金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付金交付申請額 金 円
- 2 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業支出見込額総括表
別表 1 (様式 2 関係)
- 3 学校等体験活動支援事業 (小・中学校自然体験・交流活動等支援事業)
支出見込額明細表 別表 2-1 (様式 2 関係)
- 4 学校等体験活動支援事業 (幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業)
支出見込額明細表 別表 2-2 (様式 2 関係)
- 5 社会教育関係団体体験活動支援事業支出見込額明細表
別表 2-3 (様式 2 関係)

別表1(様式2関係)

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業費補助金支出見込額総括表

項目		実施予定学校等数 (校、園・所、団体)	参加予定者数 (人)	補助対象経費の額 (円)	交付金交付申請額 (【A】に9/10を乗じた額)
学校等体験活動支援事業	小・中学校自然体験・交流活動等支援事業	0	0	0	
	幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業	0	0	0	
社会教育関係団体体験活動支援事業		0	0	0	
合計		0	0	【A】	0

別表2-1(様式2関係)

学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）支出見込額明細表

【着手予定日～完了予定日】		実施予定学校数		参加予定者数	
～					
経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳		
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内	0円 ×	10%	= 0円
補助対象経費の額(円)	0				

別表2-2(様式2関係)

学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）支出見込額明細表

【着手予定日～完了予定日】		実施予定園・所数		参加予定者数		
～						
経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳			
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内	0 円 ×	10%	=	0 円
補助対象経費の額(円)	0					

社会教育関係団体体験活動支援事業支出見込額明細表

【着手予定日～完了予定日】		実施予定団体数		参加予定者数	
～					
経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳		
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内	0円 ×	10%	= 0円
補助対象経費の額(円)	0				

様式3（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

文部科学大臣 印

被災者健康・生活支援総合交付金の交付決定について（通知）

平成 年 月 日付け文書で交付申請のあった標記の交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条並びに被災者健康・生活支援総合交付金交付要綱（文部科学省）（平成 年 月 日文部科学大臣決定。以下、「交付要綱」という。）第6条の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け文書（以下、「交付申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 交付金交付決定額は、次のとおりとする。ただし、事業内容が変更された場合における交付金交付決定額については、別に通知するところによるものとする。

交付金交付決定額 金 円

- 3 交付金の確定額は、実際に対象事業に要した経費のうち、対象事業経費の合計金額に9/10を乗じた額と交付金交付決定額のいずれか低い額とする。
- 4 福島県は、法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。

様式4（第10条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

被災者健康・生活支援総合交付金の事業内容変更承認申請について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の交付金について、交付金交付決定額を次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 交付金交付申請額 金 円
- 4 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業支出見込額総括表別表1（様式4関係）
- 5 学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）支出見込額明細表 別表2—1（様式4関係）
- 6 学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）支出見込額明細表 別表2—2（様式4関係）
- 7 社会教育関係団体体験活動支援事業支出見込額明細表別表2—3（様式4関係）

別表1(様式4関係)

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業費補助金支出見込額総括表

項目		実施予定学校等数 (校、園・所、団体)	参加予定者数 (人)	補助対象経費の額 (円)	交付金交付申請額 (【A】に9/10を乗じた額)
学校等体験活動支援事業	小・中学校自然体験・交流活動等支援事業	0	0	0	
	幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業	0	0	0	
社会教育関係団体体験活動支援事業		0	0	0	
合計		0	0	【A】	0

別表2-1(様式4関係)

学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）支出見込額明細表

【着手予定日～完了予定日】		実施予定学校数		参加予定者数	
～					
経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳		
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内	0円 ×	10%	= 0円
補助対象経費の額(円)	0				

別表2-2(様式4関係)

学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）支出見込額明細表

【着手予定日～完了予定日】		実施予定園・所数		参加予定者数		
～						
経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳			
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
			人 ×	回 ×	円 =	0 円
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内	0 円 ×	10%	=	0 円
補助対象経費の額(円)	0					

社会教育関係団体体験活動支援事業支出見込額明細表

【着手予定日～完了予定日】		実施予定団体数		参加予定者数	
～					
経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳		
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
			人 ×	回 ×	円 = 0円
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内	0円 ×	10%	= 0円
補助対象経費の額(円)	0				

様式5（第11条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

被災者健康・生活支援総合交付金の中止（廃止）承認申請について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の交付金に係る事業について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

	記	
1 交付金交付決定額	金	円
2 支出済額	金	円
3 今後支出予定額	金	円
4 未使用額	金	円
（うち中止（廃止）による未使用額	金	円）
5 事業中止（廃止）の年月日及びその理由		
6 事業中止（廃止）の後に講ずる措置		

様式6（第12条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

被災者健康・生活支援総合交付金の事業遅延について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の交付金に係る事業について、次のとおり遅延が見込まれるので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付金交付決定額 金 円
- 2 遅延理由
- 3 遅延に対して講じた措置
- 4 その他

(注) 予定期間内の完了又は事業の遂行が困難となった場合において、その原因等について簡潔に記載するとともに、関係書類等を添付する。

様式7（第13条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

被災者健康・生活支援総合交付金の実績報告について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の交付金に係る事業について、次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付金報告額 金 円
- 2 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業支出額総括表
別表1（様式7関係）
- 3 学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）実績表【県内】
別表2－1A（様式7関係）
- 4 学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）実績表【県外】
別表2－1B（様式7関係）
- 5 学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）実績表【県内】
別表2－2A（様式7関係）
- 6 学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）実績表【県外】
別表2－2B（様式7関係）
- 7 社会教育関係団体体験活動支援事業実績表【県内】 別表2－3A（様式7関係）
- 8 社会教育関係団体体験活動支援事業実績表【県外】 別表2－3B（様式7関係）
- 9 学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）
支出額明細表別表3－1（様式7関係）
- 10 学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）支出額明細表
別表3－2（様式7関係）
- 11 社会教育関係団体体験活動支援事業支出額明細表 別表3－3（様式7関係）

別表1(様式7関係)

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業支出額総括表

項目		実施学校等数 (校、園・所、団体)	実参加者数 (人)	補助対象経費の額 (円)	参加者負担額等の合計 (円)
学校等体験活動 支援事業	小・中学校自然体 験・交流活動等支 援事業	県内			
		県外			
		小計	0	0	0
	幼稚園・保育所自 然体験活動等支援 事業	県内			
		県外			
		小計	0	0	0
社会教育関係団体体験活動支援事業	県内				
	県外				
	小計	0	0	0	
合計		0	0	【A】	0

交付対象経費の額の合計に9/10を乗じた額【B】 (【A】×9/10)	<input type="text" value=""/>	円
交付金交付決定額【C】	<input type="text" value=""/>	円
交付金報告額 (【B】と【C】を比較し安価な額)	<input type="text" value=""/>	円

別表2-1A(様式7関係)

学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）実績表【県内】

(単位：円)

実施学校数 (校)	学校名	実参加者数 (人)	補助対象経費の額	参加者負担額等の合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
合計		0	0	0

別表2-1B(様式7関係)

学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）実績表【県外】

(単位：円)

実施学校数 (校)	学校名	実参加者数 (人)	補助対象経費の額	参加者負担額等の合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
合計		0	0	0

別表2-2A(様式7関係)

学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）実績表【県内】

(単位：円)

実施園・所数 (園・所)	園・所名	実参加者数 (人)	補助対象経費の額	参加者負担額等の合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
合計		0	0	0

別表2-2B(様式7関係)

学校等体験活動支援事業(幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業)実績表【県外】

(単位:円)

実施園・所数 (園・所)	園・所名	実参加者数 (人)	補助対象経費の額	参加者負担額等の合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
合計		0	0	0

別表2-3A(様式7関係)

社会教育関係団体体験活動支援事業実績表【県内】

(単位：円)

実施団体数 (団体)	団体名	実参加者数 (人)	補助対象経費の額	参加者負担額等の合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
合計		0	0	0

別表2-3B(様式7関係)

社会教育関係団体体験活動支援事業実績表【県外】

(単位：円)

実施団体数 (団体)	団体名	実参加者数 (人)	補助対象経費の額	参加者負担額等の合計
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
合計		0	0	0

別表3-1(様式7関係)

学校等体験活動支援事業（小・中学校自然体験・交流活動等支援事業）支出額明細表

【着手日～完了日】	～	学校名		
		実参加者数	0 人	(うち引率者数) 人

経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳				備考 (参加者負担額等(円))
			人	回	円	円	
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内		0 円 ×	10%	= 0 円	1円未満切り捨て
補助対象経費の額(円)	0						
参加者負担額等の合計(円)	0						
支出合計額(円)	0						

別表3-2(様式7関係)

学校等体験活動支援事業（幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業）支出額明細表

【着手日～完了日】	～	園・所名		
		実参加者数	0 人	(うち引率者数) 人

経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳				備考 (参加者負担額等(円))
			人	回	円	円	
1 宿泊費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
2 活動費・交通費	0		人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
			人 ×	回 ×	円 =	0 円	
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内		0 円 ×	10%	= 0 円	1円未満切り捨て
補助対象経費の額(円)	0						
参加者負担額等の合計(円)	0						
支出合計額(円)	0						

別表3-3(様式7関係)

社会教育関係団体体験活動支援事業支出額明細表

【着手日～完了日】	～	団体名		
		実参加者数	0 人	(うち引率者数) 人

経費区分	金額 (円)	摘要	支出内訳				備考 (参加者負担額等(円))		
			人	回	円	=			
1 宿泊費	0		人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
2 活動費・交通費	0		人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
			人	回	円	=	0円		
3 一般管理費	0	宿泊費、活動費・交通費合計の10%以内		0円	×	10%	=	0円	1円未満切り捨て
補助対象経費の額(円)	0								
参加者負担額等の合計(円)	0								
支出合計額(円)	0								

様式 8 (第 1 4 条関係)

文 書 番 号
平成 年 月 日

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

文部科学大臣 印

被災者健康・生活支援総合交付金の確定について (通知)

標記の交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号) 第 1 5 条及び被災者健康・生活支援総合交付金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円

様式9（第15条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長

福島県知事 ○ ○ ○ ○ 印

被災者健康・生活支援総合交付金支払（精算・概算）請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の交付金について、被災者健康・生活支援総合交付金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 （精算・概算）払請求金額 金 円
- 2 請求金額の算出内訳
- 3 必要とする理由

（注）請求金額の算出内訳及び必要とする理由は、概算払請求する場合に限る。

様式10 (第17条関係)

平成 年度被災者健康・生活支援総合交付金調書

国			福島県							
歳出予算 科目	交付の 決定額	補助 率	歳入			歳出				
			科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち国庫補助 金相当額	支出 済額	うち国庫補 助金相当額
(項) ○○○	円		(款)	円	円	(款)	円	円	円	円
(目) ○○○			(項)			(項)				
			(目)			(目)	当初予算 額			
			(節)	当初予 算額		(節)	追加更正 予算額			

(注) 1 「歳入科目」の欄の目・節及び「歳出科目」の欄の項・目・節は、福島県の予算書及び決算における当該交付金の計上科目を記入すること。

2 当該交付金に係る「額の確定」を受けたときは、備考欄に確定額を記入すること